

社会福祉法人らぼおるの樹
平成28年度
事業計画書

平成28年3月27日(日)

平成 28 年度 事 業 計 画

法人の名称 社会福祉法人 らぼおるの樹

1 法人運営基本方針

社会福祉法人らぼおるの樹（以下法人と記す）は、平成 28 年 12 月 9 日、7 年目の活動に入ります。NPO 法人らぼおるの 4 年の実績をもとに、平成 21 年 12 月 9 日法人認可を受けた時から、NPO 法人らぼおるの「誰もが地域であたりまえに暮らすこと」という基本理念を引継ぎ、「障がいの有無・種別・程度にかかわらず、誰もが豊かな地域生活がおくれることを羅針盤に「必要な支援を必要な時に提供できる」ように努力してきました。

「将来にわたって事業を継続できる運営基盤」目的に立ち上げた社会福祉法人でしたが、支援費制度から障害者自立支援法、更に総合福祉法と短期間に福祉政策が目まぐるしく変化する中で、給付にかかわる仕組みが複雑になり、膨大な事務量が増え、実績主義の中で支払方法も大きく変わる中で、法人設立して 6 年半、少しだけ経営基盤が整いました。

一方で、契約の時代に入り、当事者主体 の考え方が制度にも反映され、【障害者権利条約の批准】【差別解消法】等々、障当事者を取り巻く社会環境は好転してきました。法人としては、法律ができた経過と内容をきっちり把握し、日々の支援を見直すことが肝要と考えています。「断らない・待たせない・縁を切らない」という基本方針を念頭に置きながら、支援を必要とする方を受け入れてきましたが、結果として事業規模が大きくなり、法人の向くべき方向が、職員や利用当事者及びご家族に伝わり切れない状況が生まれ、あらたな課題が見えてきています。

今年度は、3 年後 5 年後の中期目標を明確にして、将来にわたって、法人の提供するサービスが、継続できるよう組織も含めて整備する時と考えます。方法としては、NPO 法人らぼおるとの事業わけや連携等を含めて、今後、地域福祉の推進に役割を果たすための課題を明確にする年にしたいと考えます。

法人は、常に「障がい当事者」を主人公にすえながら、法律・制度の抱えている隙間や影の部分を見極める力をつけ、当事者・事業者両面の立場からあるべき形をさぐるという姿勢を忘れないよう心し、事業展開を進めます。

昨今、社会福祉法人としての役割が、福祉サービス事業以外期待される時期になりました。そのことを、法人及び職員は、念頭に置いた事業を実施したいと思えます。

基本は、ソーシャル・ロール・バロリゼーション

〔1〕新規事業

今年度は、法人として下記のことに取り組みます。

エリア毎の事業展開に向けて準備

川崎市内 5 区にまたがった事業展開が、スムーズに連携可能なようにエリアを二つに分けて、小規模化を図る。

相談支援事業の充実

昨年事業開始した「相談支援そら」に続いて、多摩区麻生区を対象にして、現在の「相談支援路」を 相談支援事業（指定特定&指定一般）の事業指定をうける準備をする。

高津区久末の事業展開

昨年 9 月に開所したグループホームあまぐりのユニットぱすてる11.とあま

ぐり7の事業及び移転した「児童発達支援事業ドナルド」の充実と環境改善を図りながら、新規開設が予定よりかなり遅れている **短期入所** の事業指定について、川崎市と協議を再開する。

未吉ハイツ1階の利用（フリースペースうもじゃ）

GH あまぐりの入居者の余暇活動の場、D&H の活動の場、日中活動の場等で活用する。将来的には、福祉サービスの指定を視野に入れる。

〔2〕重要課題

- 1．長野県菅平高原のベルフィオーレの利用
特定非営利活動法人らぽおるの設置運営する「ベルフィオーレ」を利用して宿泊研修等を計画する。
- 2．職員研修を体系化する。（NPO 法人らぽおる他の他法人と連携）
- 3．キャリアパスについて、具体的に検討する
- 4．防災に対する研修・マニュアルの作成及び東日本大震災被災地へのつながり
- 5．第三者委員会、人権擁護委員会の設置

〔3〕その他

- 1．通信の定期発行（22号からストップしている）
- 2．当事者の会(D&H)の活動への支援
- 3．第7回障害者週間連続フォーラム

2 事業内容

（1）通称「総合支援法」に基づく事業

別紙参照

（2）公益事業

別紙参照

（3）その他

研修事業 & 講師派遣他

- ・内容 ふれあい移動養成研修会
- ・日時 別途計画
- ・事務所 川崎市宮前区平3-11-1
- ・従事者人員（担当者 1名：兼務 講師 若干名）
- ・対象者 障がい当事者・家族・職員・ボランティア等